

会社名: _____

認証局名(認証業務名): _____

提出日: 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

「政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証基準について」 (平成13年4月25日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承)	審査基準	書類名称	Ver.No 又は作成年月日	該当箇所	
				ページ	項番・項タイトル等
第2 民間認証局 民間認証局は、利用者の電子証明書を発行する業務(以下「利用者認証業務」という。)及び相互認証業務について、次の技術基準及び運用基準に適合するものとする。	—				
1 利用者認証業務に関する基準	—				
(1)技術基準 利用者認証業務が「電子署名及び認証業務に関する法律」(平成12年法律第102号)に基づく特定認証業務の認定を受けていること。	特定認証業務の認定を受けていることを証明する書類(認定書の写し等)を提出すること。				
(2)運用基準 利用者認証業務が「電子署名及び認証業務に関する法律」(平成12年法律第102号)に基づく特定認証業務の認定を受けていること。	特定認証業務の認定を受けていることを証明する書類(認定書の写し等)を提出すること。				
2 相互認証業務に関する基準	—				
(1)技術基準 次に掲げる事項が相互運用性仕様書に定める仕様を満たし、かつ、ブリッジ認証局が実施する相互認証テストにおける検証により当該仕様を満たしていることが認められること。	相互認証テストを完了すること。なお、利用者に発行する電子証明書のプロファイルについても、政府認証基盤(GPKI)相互運用性仕様書(平成13年4月25日 基本問題専門部会了承)(以下「相互運用性仕様書」という。)に準拠するものとし、ブリッジ認証局が実施する技術審査(以下「相互認証テストという。」)を完了すること。				
ア 自己署名証明書及びリンク証明書の発行					
(ア)自己署名証明書を発行できること。					
(イ)鍵更新時に新旧の鍵ペアを有効とする場合は、リンク証明書を発行できること。					
イ 相互認証の開始・更新					
(ア)相互認証の開始及び更新時にCSRを発行できること。					
(イ)ブリッジ認証局から受け取ったCSRに対し、検証を行った上で相互認証証明書を発行できること。					
ウ 相互認証の失効					
相互認証証明書を失効させ、証明書失効リストを発行できること。					
エ 認証情報の公開					
(ア)相互認証証明書、自己署名証明書及び証明書失効リストを民間認証局リポジトリに公開すること。また、リンク証明書を発行する場合は、リンク証明書を民間認証局リポジトリに公開すること。					
(イ)民間認証局リポジトリに統合リポジトリへの参照情報を設定すること。					

審査基準に対する書類対応表

Ver1.1(平成14年10月1日)

「政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証基準について」 (平成13年4月25日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承)		審査基準	書類名称	Ver.No 又は作成年月日	該当箇所	
					ページ	項番・項タイトル等
オ	証明書等の内容 相互認証証明書、自己署名証明書、CSR及び証明書失効リストの内容は、相互運用性仕様書に定める仕様を満たしていること。また、リンク証明書を発行する場合においても、その内容は、相互運用性仕様書に定める仕様を満たしていること。					
(2)運用基準 次に掲げる運用事項を満たすこと。		—				
ア	認証実施規程の作成及び公開 次の事項について、相互運用性仕様書に定める仕様を満たし、かつ、当該事項を含む相互認証業務に関する認証実施規程を作成し、公開すること。	—				
	(ア)相互認証証明書の有効期間	(1) 相互認証証明書について、以下に示す要件を満たす有効期間が認証実施規程(CPS)に明記されていること。 ・5年以内であること ・CA鍵更新時に新旧の公開鍵を有効とする場合は、鍵更新時における旧公開鍵の残存有効期間内であること。また、CA鍵更新時に新旧の公開鍵を有効としない場合は、相互認証証明書発行時に有効な公開鍵の残存有効期間内であること。				
		(2) CA鍵の更新頻度が認証実施規程(CPS)に明記されていること。				
	(イ)証明書失効リストの発行周期	(1) 証明書失効リストの発行周期について、24時間以内毎であることが認証実施規程(CPS)に明記されていること。				
		(2) 原則としてリポジットが24時間365日公開されていることが認証実施規程(CPS)に明記されていること。				
イ	事務取扱要領等の作成 次の事項について、事務取扱要領等に明確かつ適切に定めること。	—				
	(ア)相互認証に関する業務の手順 ・相互認証の開始・更新の手続 ・相互認証の失効の手続 ・認証情報の公開の手続	(1) 相互認証業務に係る意思決定について、以下に示す要件を満たす手続が定められていること。 ・相互認証業務の開始、更新、失効等を決定する手続が明確であること。 ・意思決定機関が組織され、意思決定に関する責任が明確であること。 ・(イ)で定められる各従事者の責任及び権限に基づくものであること。				
		(2) 相互認証業務に係る証明書及びCSRの発行処理について、以下に示す要件を満たす手続が定められていること。 ・CSR、相互認証証明書及び自己署名証明書の発行処理について、手続が明確であること。また、リンク証明書を使用する場合は、リンク証明書の発行処理についても手続が明確であること。 ・CSR、相互認証証明書及び自己署名証明書の発行処理は、複数人で行うこと。また、リンク証明書を使用する場合は、リンク証明書の発行処理についても複数人で行うこと。 ・CSR、相互認証証明書及び自己署名証明書の発行処理は、特定認証業務の認定を受けた認証設備において行うこと。また、リンク証明書を使用する場合は、リンク証明書の発行処理についても同設備において行うこと。				

審査基準に対する書類対応表

Ver1.1(平成14年10月1日)

「政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証基準について」 (平成13年4月25日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承)	審査基準	書類名称	Ver.No 又は作成年月日	該当箇所	
				ページ	項番・項タイトル等
	・(イ)で定められる各従事者の責任及び権限に基づくものであること。				
	(3) 相互認証業務に係る証明書のリポジトリへの登録・公開について、以下に示す要件を満たす手続が定められていること。 ・相互認証証明書及び自己署名証明書のリポジトリへの登録・公開について、手続が明確であること。また、リンク証明書を使用する場合は、リンク証明書のリポジトリへの登録・公開について、手続が明確であること。				
	・(イ)で定められる各従事者の責任及び権限に基づくものであること。				
	(4) 認証事業者自身の起因によるものを含む相互認証の失効事由が明確に定められていること。				
	(5) 相互認証証明書の失効処理について、以下に示す要件を満たす手続が定められていること。 ・相互認証証明書の失効処理について、手続が明確であること。 ・相互認証証明書の失効処理は、複数人で行うこと。 ・相互認証証明書の失効処理は、特定認証業務の認定を受けた認証設備において行うこと。				
	・(イ)で定められる各従事者の責任及び権限に基づくものであること。				
	(6) 相互認証の失効に伴う情報の公開について、以下に示す要件を満たす手続が定められていること。 ・相互認証の失効情報について、情報の種類及び公開手続が明確であること。ただし、相互認証の失効に伴う証明書失効リストの発行、リポジトリへの登録・公開手続を含むこと。 ・相互認証の失効後遅滞なく証明書失効リストの発行、リポジトリへの登録・公開を行う手続であること。				
	・(イ)で定められる各従事者の責任及び権限に基づくものであること。				
	(7) 相互認証業務に関する手順について、就業者の役割に応じた教育・訓練計画等が策定されていること。				
(イ)相互認証業務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統	(1) 相互認証業務従事者について、以下に示す要件を満たす規程等が定められていること。 ・指揮命令系統、責任及び権限が内部牽制を考慮した上で明確に定められていること。 ・指揮命令系の権限とシステム操作系の権限が分離していること。 ・システム操作に係る権限について、権限分離・相互牽制の仕組みが明確であること。 ・指揮命令系統、責任及び権限に変更がある場合、規程等の変更手順等が明確であること。 ・相互認証業務従事者の任命／罷免に関する権限及び手続が明確であること。				
	(2) 相互認証業務における指揮命令系統、責任及び権限について、就業者の役割に応じた教育・訓練計画等が定められていること。				
(ウ)相互認証業務の監査に関する事項	(1) 相互認証業務に係る監査について、以下に示す要件を満たす手続が定められていること。				

審査基準に対する書類対応表

Ver1.1(平成14年10月1日)

「政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証基準について」 (平成13年4月25日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承)			審査基準	書類名称	Ver.No 又は作成年月日	該当箇所	
						ページ	項番・項タイトル等
		(工)危機管理に関する事項で、相互認証業務への対応及びブリッジ認証局への報告に関する事項	・相互認証業務が、認証実施規程等に基づき、適正に運営されていることを確認するための監査を定期的に行い、その結果をブリッジ認証局に報告すること。				
			・監査報告書における指摘事項に対する対策を講じかつその結果の評価を行うこと。				
			(1) 危殆化、災害発生時等における緊急事態対応について、以下に示す要件を満たす手続が定められていること。				
			・ブリッジ認証局を介した証明書の検証を不可能とする対策を直ちに講ずる手続が明確であること。				
			・ブリッジ認証局に対する通知を直ちに実施する手続が明確であること。				
			・緊急事態発生に伴う相互認証の失効手続が明確であること。				
			・緊急事態解決に伴う相互認証の回復手続が明確であること。				
			・(イ)で定められる各従事者の責任及び権限に基づくものであること。				
			(2) 緊急事態における相互認証業務に係る対応について、就業者の役割に応じた教育・訓練計画等が定められていること。				

※ : 記述不要